

秦野市大根地域高齢者支援センター
委託法人 公募要領

令和8年6月

秦野市

(福祉部高齢介護課)

I 公募の概要

1 趣旨

秦野市（以下「市」という。）では、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の46に定める地域包括支援センター（市では「地域高齢者支援センター」と呼称。以下「センター」という。）を、7地区に設置しています。

そのうち、次に掲げる区域において、現受託法人との委託契約が終了するため、センター業務委託契約を行う法人の公募、選定を行うものです。

2 公募概要

(1) センター名称 秦野市大根地域高齢者支援センター

(2) 担当地区（次ページ日常生活圏域図のとおり。）

地区名	町名等	高齢者人口
大根地区	南矢名・下大槻・南矢名1～5丁目 北矢名（33～53番地、55～73番地、74番地の1～23、74番地の25～37、75番地、76番地の1～3、76番地の5～6、76番地の8、77番地の1～4、77番地の6、77番地の12、77番地の15～19、82～85番地、127～139番地、140番地の7～9、201～221番地、227番地、232～260番地、264番地の1、265番地、367～370番地、375番地の1～5、376番地、378～444番地、446番地の2、446番地の4、674番地以降）	6,624人 (令和8年4月30日現在)
鶴巻地区	鶴巻南1丁目（33番地の11～12）鶴巻南2丁目（47番地の5、47番地の9）	

(3) 委託業務開始日 令和9年4月1日

(4) 委託契約期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの単年度契約とします（更新あり）。

(5) 現受託法人との引継ぎ期間

ア 指定介護予防支援事業に係るもの

令和9年3月1日から3月31日まで

※この期間にかかる費用については、受託法人の負担とします。

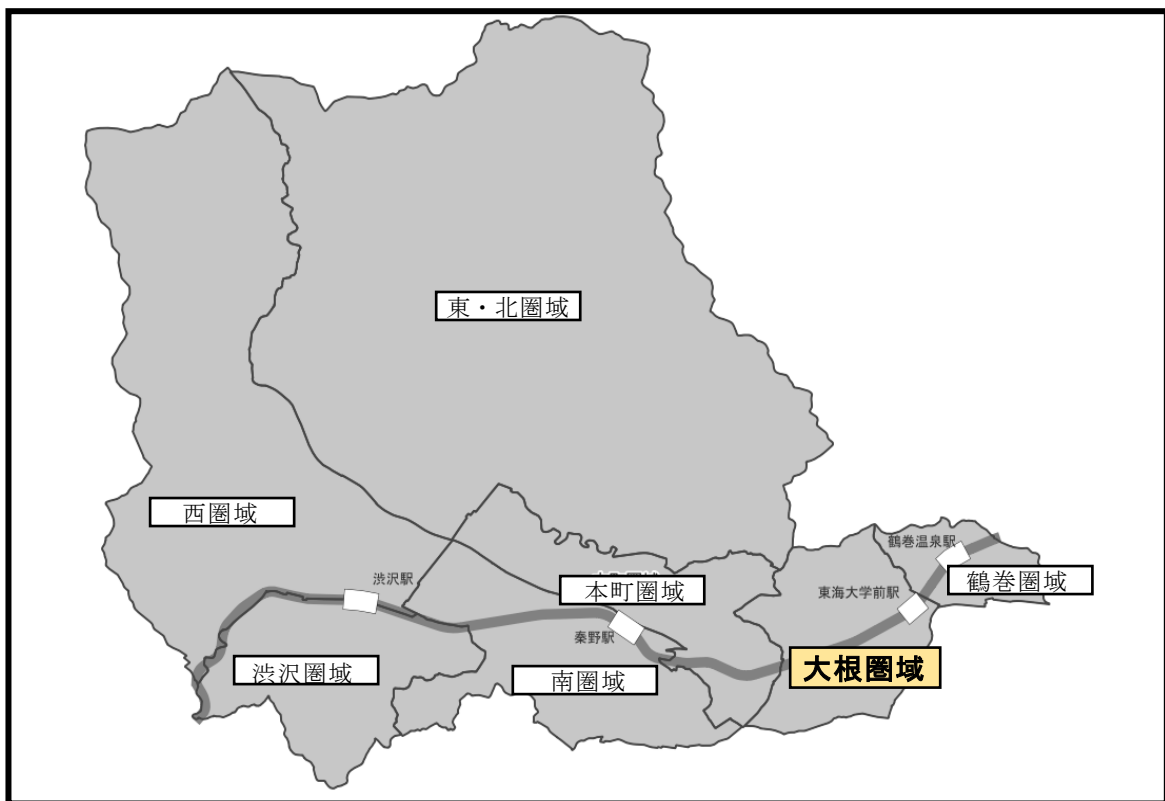
イ 委託業務に係るもの

令和9年4月1日から1か月を予定。

※引継ぎ状況により、期間を延長又は短縮することがあります。

※引継ぎ期間を前倒しすることがあります。前倒しした期間にかかる費用については、受託法人の負担とします。

【日常生活圏域図（7圏域：地域高齢者支援センターごと）】



3 応募資格

公募開始日において、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる、次に掲げる要件をすべて満たすことのできる法人であることとする。

なお、契約時までの間に以下の要件を欠いた場合は、契約を行わないものとする。

- (1) 募集する担当地区内において、センターを令和9年3月31日までに設置できること。なお、センターの設置とは、4ページから記載する人員配

置及び施設整備が整い、業務内容が履行できる状態であることを指します。

- (2) 令和 8 年 9 月 1 日時点で法人格を有し、次のいずれかの事業所（施設を含む。）の運営実績が 1 年以上あること。
 - ア 法第 115 条の 46 に基づく地域包括支援センター
 - イ 市内において、法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所（福祉用具貸与・販売のみの事業所を除きます。）
- (3) 委託法人として決定した場合、令和 9 年 4 月 1 日までに指定介護予防支援事業者（法第 115 条の 22）の指定を受けること。
- (4) 秦野市契約規則（昭和 39 年 6 月 1 日規則第 23 号）第 5 条に掲げる者でないこと。
- (5) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (8) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況でないこと。
- (9) 直近 1 年間に、国税、法人県民税、法人事業税及び秦野市税の滞納がないこと。
- (10) 役員の中に破産者又は禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (12) 秦野市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。
- (13) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しないこと。
- (14) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しないこと。
- (15) その他、法等の関係法令を遵守していること。

Ⅱ 業務内容及び人員配置等の要件

1 委託業務内容

(1) 包括的支援事業（法第115条の45第2項）

- ア 総合相談支援業務
- イ 権利擁護業務
- ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(2) 第1号介護予防支援事業

(3) 地域ケア会議の開催

(4) 多職種共同による地域包括支援ネットワークの構築

(5) 認知症総合支援事業

(6) 一般介護予防事業

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

(8) 生活支援体制整備事業

(9) その他法令の定めによりセンターが行うべき業務

なお、詳細については、別紙「令和8年度地域高齢者支援センター事業委託業務に関する仕様書」を参照してください。ただし、法改正等により、令和9年度の業務内容は変更になることがあります。

3 人員配置の要件

(1) 必要最低配置人員

- ア 包括的支援事業 5名
- イ 認知症地域支援推進員 0.5名（他の職種との兼務可）
- ウ 生活支援コーディネーター 0.5名（他の職種との兼務可）
- エ 介護予防支援事業 1名
- オ 上記アからエのほかケアマネジメントや実態把握を行う相談員及び事務員を法人が責任をもって配置すること。

※人数はいずれも常勤換算とします。

(2) 人員体制及び資格要件

センターには次のアからウまでの資格を有する常勤の専従職員を配置し、そのうち1名を管理者とすること。

ア 保健師又はこれに準ずる者（※）

※保健師に準ずる者とは、公衆衛生業務の経験が1年以上ある看護師。

イ 社会福祉士又はこれに準ずる者（※）

※福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者。社会福祉士に準ずる者については、将来的に社会福祉士の配置を行うこと。

ウ 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者（※）

※ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるための知識・技術を持っているもので、具体的には下記のすべてに該当するもの

- (ア) 利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められるもの
- (イ) 有効なケアマネの資格を有する者（研修期間修了までに有効期間が切れず、申込時におおむね２年以内に有効期間が満了する者）
- (ウ) 専門研修課程１、２または実務経験者に対するケアマネ更新研修を修了した者
- (エ) 神奈川県に介護支援専門員として登録されているか、現に神奈川県内で介護支援専門員として従事している者（常勤・非常勤、兼任・専任とわず）
- (オ) その他、下記いずれかに該当していること
 - a 介護支援専門員を対象とした介護支援専門員にかかる研修を企画もしくは、講師やファシリテーターを行ったことがある。もしくはそのような研修に１年度４回以上参加したことがある。
 - b 日本ケアマネジメント学会が開催する研究会等において、演題発表等を行ったことがある。
 - c 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー。
 - d 専門学校や大学で、現に教員として医療・介護・福祉分野の教育にあたっているもの。
 - e 県ケアマネ実務研修の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」において研修実習生を受け入れ、その指導を行ったことがある。（eは更新研修のみ）

(3) 人員配置の特記事項

ア (1)アに従事する人員は、(2)アからウに掲げる各職種を１名以上配置すること。ただし、各職種の人員の配分は任意とします。

イ (1)イ及びウに従事する者は、アに従事する者と兼務できます。ただし、兼務割合を明らかにしたうえで、(1)の配置人員数を満たしてください。

ウ (1)エに従事する者は介護支援専門員資格を保有していること（非常勤可）。

エ 実態把握を行う相談員を配置する際は、介護支援専門員や介護福祉士等の介護業務の経験があり、高齢者対応に精通している者であること。
ただし、資格の有無は問いません。

オ 人員には、認定調査員研修を修了している者を2名以上含むこと。なお、(1)に掲げる業務のいずれとも兼務できます。

4 施設及び設備の要件

(1) センターを設置する建物については、本市の都市計画等に合致したものであり、かつ、建築基準法やその他の関係法令等を遵守していること。

(2) センター施設関係

ア 建物入口を含め、高齢者に配慮した建物・場所に事務所を設置すること。なお、事務所を2階以上に設置する場合は、エレベーターを利用できること。

イ 事務所内には、施錠できる書類保管庫及び相談室（プライバシーが確保され、大人4、5人が机を囲んで話せる程度の広さの部屋又はスペース）を設置すること。

ウ 電話、ファクシミリ、パソコン（インターネット接続・専用電子メールアドレスの設置等の環境の確保）及びプリンターを配備すること。

エ 利用者専用の駐車スペース（2台以上）を確保し、車いすの利用者にも配慮すること。

オ 利用者に対し、センターの所在地がわかるように配慮した看板等を施設入口又は道路に面した場所に1つ以上整備するとともに、管轄地域住民に対してセンターの周知に努めること。

カ 設備に要する経費については、受託法人が負担すること。

5 運営日時等

(1) 運営日及び運営時間

月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）の午前9時から午後5時まで。

(2) 緊急相談対応

運営日及び運営時間以外の緊急相談に備え、24時間365日受付可能な体制を確保すること。

(3) 周知

センターの運営日時、及び運営時間外の緊急相談についてはパンフレット等により住民に周知すること。

6 委託料

次に掲載する金額は、参考金額（令和8年度単価）であり、令和9年度は当該年度予算の成立後決定します。

なお、センターの運営に関する収支は、センター事業と介護予防支援事業で区分することとし、その他の事業の会計とも明確に区別してください。

(1) 包括的支援事業

ア 人件費相当分

包括的支援事業に必要な3職種の配置人員分を支払う。1人あたり年間4,750,000円とし、センター業務経験（他市町村の地域包括支援センターを含む。）に応じて、加算（4%～25%）を行う。

なお、除いた1人分は指定介護予防支援事業者の収入で賄うこと。

イ 認知症総合事業支援分及び事務費

年間5,460,000円

ウ 実態把握・介護予防サービス計画等書類作成（単価契約）

1件1,000円

エ 地域連携事業報告書作成費（単価契約）

1件1,000円

(2) 認知症地域支援推進員

年間3,000,000円

(3) 生活支援コーディネーター

年間3,000,000円

(4) 地域ケア会議（単価契約）

ア 実施及び報告書作成分

1回1,000円

イ 個別プラン検討型地域ケア会議運営分

1回5,000円

(5) 一般介護予防事業（単価契約）

- ア 予防事業 1回 5,000円～20,000円
 イ 介護者のつどい 1回 2,500円～5,000円
 ウ 地域活動組織支援事業 1回 10,000円

(6) 請求

1 か月ごとの委託業務の実績を翌月 10 日までに月間報告書及び出勤簿により報告し、市が指定する方法で請求するものとします。

(7) 年間委託料見込み（参考）

1 年度に支払う委託料の予定額は次のとおりです。なお、一例であり、事業実施状況や配置人員によって異なります。

項目	金額	備考
人件費①	23,750,000円	包括的支援事業5名分、勤続年数加算なし。
人件費②	6,000,000円	定額。認知症地域支援推進員及び生活支援コーディネーター分
認知症事業・事務費	5,460,000円	定額
実態把握	1,800,000円	年間約1,800件
地域連携	180,000円	年間約180件
地域ケア会議	135,000円	個別プラン運営 4回 その他ケア会議 18回
一般介護予防事業	150,000円	年間約10回
合計	37,475,000円	

Ⅲ 選定方法、日程等

1 委託予定法人の選定方法

(1) 事業者の決定方法

ア 「秦野市公的介護施設等設置・運営法人選考委員会」において、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）に基づいて審査・評価した結果をもとに、市が選定します。

イ 選定にあたっては、応募資格を満たし、次項に掲げる評価基準による合計点数が満点の6割以上の評価を得た法人を候補者とします。複数の候補者が生じた場合は、評価基準による順位付けを行い、最も高い評価を得た法人を選定します。

ウ 予定法人の応募がない場合及び予定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。また、審査の結果、予定事業者なしとする場合があります。

(2) 二次審査（プレゼンテーションについて）

令和8年11月を予定。

詳細については、令和8年10月中旬頃に別途通知します。

(3) 予定法人者の公表

選考後、決定した予定法人名等を公表します。

2 評価基準

(1) 共通項目

ア 事業所運営の基本方針

(ア) 運営方針

(イ) 公正・中立性の確保

イ 地域ネットワークの取組方針

(ア) 地域との連携

(イ) 関係機関との連携

ウ 職員の資質

(ア) 職員の相談業務経験

(イ) 職員研修計画

エ 事業実施計画

(ア) 介護予防ケアマネジメント

(イ) 総合相談支援

(ウ) 権利擁護

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント

オ 組織体制

(ア) 24時間対応の体制

(イ) 職員不在時の対応

(ウ) 職員欠員時の対応

カ 個人情報保護

キ 事務所設置方針

(ア) 設置場所の利便性

(イ) 高齢者への配慮

(ウ) 事務所等の面積、相談スペースの確保

(2) 加点評価項目

ア 地域包括支援センターの運営実績

イ 介護保険サービス事業所の運営実績

ウ 介護保険以外の福祉サービスの運営実績

エ 介護保険以外の医療に関する事業の運営実績

オ 介護予防支援事業に係る職員配置

3 応募及び選考日程

日 程	内 容
令和8年7月1日（水）～ 8月31日（月）	事前相談受付期間
令和8年9月1日（火）～ 9月30日（水）	応募受付期間
令和8年11月（予定）	秦野市公的介護施設等設置・運営法人 選考委員会審査
令和8年12月（予定）	委託予定法人の決定
令和9年2月	指定介護予防事業申請
令和9年3月	引継ぎ期間（指定介護予防事業分）
令和9年4月1日（木）	委託契約締結、運営開始
令和9年4月	引継ぎ期間（委託業務分）

4 応募の手続等

(1) 別表に掲げる書類を、秦野市大根地域高齢者支援センター委託法人応募申請書及び関係資料を添えて申し込んでください。

(2) 申込場所 秦野市役所 高齢介護課（本庁舎1階）

電話 0463-82-7394

(3) 受付期間

ア 事前相談

令和8年7月1日（水）～8月31日（月）

イ 応募受付

令和8年9月1日（火）～9月30日（水）

土・日曜日、祝祭日を除く。

- (4) 受付時間 8：30～12：00又は13：00～17：00
(5) 必要部数 7部（原本1部、写し6部）

5 応募手続に係る留意事項

- (1) 事前相談がない事業者の応募は受け付けません。
(2) 事前相談及び応募受付とも事前予約制とします。電話で日時を連絡してください。
(3) 事前相談の際は事前相談票を準備のうえ、来庁してください。事前相談票はホームページからダウンロードできます。
(4) 郵送又はメールによる応募は受け付けません。なお、応募書類の持参は代理人も可とします。
(5) 応募に係る一切の費用は、応募法人の負担とします。
(6) 応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。
また、応募受付期間内に応募資料が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う提出資料の追加等に応じられない場合には、応募を辞退したものとみなします。
(7) 応募資料については、審査・選考後においても返却しません。

6 選考結果

選考結果は、文書により通知します。

本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。

7 本公募に係る質問について、

本公募に係る質問は、令和8年8月31日（月）まで、指定の質問票を使用し、FAX又は電子メールでのみ受け付けます。この日以降の質問は一切受け付けませんので、ご注意ください。

8 注意事項

- (1) 他の応募法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、一切応じません。
- (2) 審査・選考の結果については、本市は一切の異議申し立てには応じません。